



LINKBAL

株式会社リンクバル

第7期 定時株主総会 招集ご通知

- **開催日時**
平成30年12月21日(金曜日)午前10時(受付時間:午前9時)
- **開催場所**
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋5階「Room7」
- **決議事項**
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 取締役の報酬額改定の件

目次

■ 第7期定時株主総会招集ご通知	2
■ 事業報告	4
■ 計算書類	24
■ 監査報告	33
■ 株主総会参考書類	35

株主の皆様へ

ご挨拶

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を次ページのとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。当期の当社業績は、売上高が2,769百万円、経常利益738百万円、当期純利益は458百万円となりました。経営戦略や営業施策等について着実に成果が出ており、次年度以降に繋がるポジティブな状況を確認しております。しかしながら、一方では、当期の景気動向やIT投資拡大傾向を鑑みると、当社の成長率はまだまだ満足に至るものではないことも痛感しています。

株主の皆様におかれましては、当社の今後にご期待いただくとともに、温かいご支援を賜りたくよろしくお願い申し上げます。



吉 弘 和 正

MISSION

世界をつなぐ。

MISSION Statement

「アイデア×テクノロジー」で新しい価値を創出し、顧客満足と企業成長を追求し続けます。

株主各位

(証券コード 6046)
平成30年12月4日
東京都中央区入船二丁目1番1号
株式会社リンクバル
代表取締役社長 **吉弘 和正**

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年12月20日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成30年12月21日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー ベルサール東京日本橋5階「Room7」 ※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3 会議の目的事項	報告事項 第7期（平成29年10月1日から平成30年9月30日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役5名選任の件 第2号議案 監査役3名選任の件 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお受付時の混雑緩和のため、お早めのご来場をお願い申し上げます。
- 本株主総会招集ご通知に添付しております株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://linkbal.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。
- 本株主総会にご出席の株主様へは、些少なながらお土産をご用意しております。
- 本株主総会閉会后、株主様向け会社説明会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。(ご捺印は不要です)

日時

平成30年12月21日 (金曜日)

午前10時



郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。

(下記の行使期限までに到着
するようご返送ください)



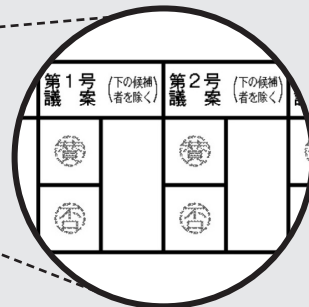
期 限

平成30年12月20日 (木曜日) 午後7時まで

議決権行使書のご記入方法

こちらに各議案の賛否を
ご記入ください。

議決権行使書 株主番号 000000000 議決権行使回数 000000000000 株式会社リンクバル 印中 当社は、平成30年12月21日開催の貴社 第7期定時株主総会(継続総会又は臨時株主総会を含む) における各議案につき、右記(賛否)を○印で 表示のとおり議決権を行使します。 平成30年12月 日		株主番号 000000000 議決権行使回数 000000000000 議決権行使回数 100 (株) ご所有株式数 0 株								
各議案につき賛 否の表示をされ ない場合は、賛 成の表示があつ たものとして取 り扱います。 株式会社 リンクバル 	<table border="1"> <tr> <th>議案</th> <th>第1号議案 (議案第1号)</th> <th>第2号議案 (議案第2号)</th> <th>第3号議案 (議案第3号)</th> </tr> <tr> <td>賛否表示欄</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	議案	第1号議案 (議案第1号)	第2号議案 (議案第2号)	第3号議案 (議案第3号)	賛否表示欄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	お願い 1. 議決権行使書にご出席できない場合は、この議決権行使書に賛否をご表示いただき、平成30年12月20日(木曜日)午後7時までに届くようご返送ください。 2. 第1号議案及び第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参加者票」に当該の当該候補者の番号をご記入ください。 3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。 株式会社リンクバル
議案	第1号議案 (議案第1号)	第2号議案 (議案第2号)	第3号議案 (議案第3号)							
賛否表示欄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							



第3号議案について

賛成の場合 → 賛 に○印

反対の場合 → 否 に○印

第1号議案・第2号議案について

全員賛成の場合 → 賛 に○印

全員反対の場合 → 否 に○印

一部候補者に → 賛 に○印をし、反対する候補者
反対の場合 番号を隣の空欄に記入

(添付書類)

事業報告

(平成29年10月1日から
平成30年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益の改善及び雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調で推移したものの、人手不足による人件費及びエネルギーコストの上昇等により、依然として不透明な状況で推移しております。また、海外においては米国の通商問題、中国をはじめとするアジア諸国の経済動向により、不確実な状況が続いております。

この様な経営環境の下、当社は引続き、コト消費プラットフォームの強化を進め、「machicon JAPAN」サイトに年間18万件以上のコンテンツを掲載することができました。また、当社が提供するサービスを共通会員IDで利用できるリンクバルIDを1月に提供開始し、9月末現在、会員数が150万人を突破しました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高は2,769,949千円（前期比4.4%増）となり、また、損益面では、売上原価、販売費及び一般管理費の合計が2,034,567千円（前期比7.0%減）となった結果、営業利益は735,381千円（前期比58.2%増）、経常利益は738,374千円（前期比49.5%増）、当期純利益は458,981千円（前期比46.6%増）となりました。

招集
ご
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

なお、当社はインターネットサイト運営事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。サービスごとの取り組みは以下のとおりであります。

(イベントECサイト運営サービス)

当事業年度では、当社の運営する「machicon JAPAN」サイトへの訪問者数が堅調に増加し、年間イベント参加者数が116万人を突破いたしました。友達作り、体験、社会人サークル等、共通の趣味をもつ参加者を対象としたコンテンツの掲載を引続き強化しました。

これらの結果、当事業年度におけるイベントECサイト運営サービスの売上高は2,586,563千円（前期比2.1%増）となりました。なお、売上高の主な内訳は、他社が主催する街コンイベントによる売上高が1,670,596千円（前期比44.6%増）、自社が主催する街コンイベントにおける売上高が887,429千円（前期比32.3%減）となりました。

(WEBサイト運営サービス)

当事業年度におけるWEBサイト運営サービスの売上高は183,385千円（前期比54.2%増）となりました。

「KOIGAKU」サイトでは、著名ライターのオリジナルコンテンツの制作・配信をさらに強化することにより、ページビューが順調に推移し、広告販売による売上獲得に寄与いたしました。また「CoupLink」の有料会員数が順調に増加し売上増加に寄与いたしました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

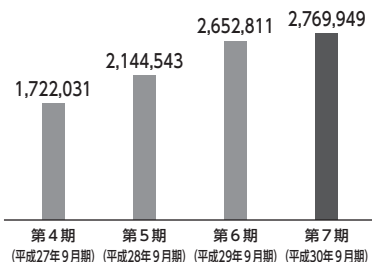
該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

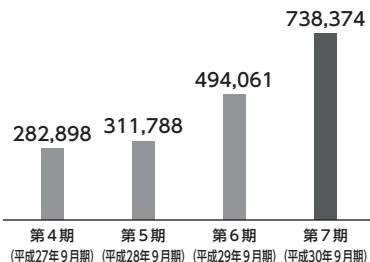
区 分	第4期 (平成27年9月期)	第5期 (平成28年9月期)	第6期 (平成29年9月期)	第7期 (平成30年9月期)
売上高(千円)	1,722,031	2,144,543	2,652,811	2,769,949
経常利益(千円)	282,898	311,788	494,061	738,374
当期純利益(千円)	156,460	189,925	313,028	458,981
1株当たり当期純利益	8円39銭	9円74銭	16円09銭	24円22銭
総資産(千円)	1,225,392	1,495,664	1,837,034	2,074,619
純資産(千円)	862,040	1,051,966	1,221,006	1,430,215

(注) 1. 平成27年4月27日付の公募増資により、第4期において当社の発行済株式総数は増加しております。
 2. 当社は、平成30年11月1日付で、普通株式1株につき6株の株式分割を行いました。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

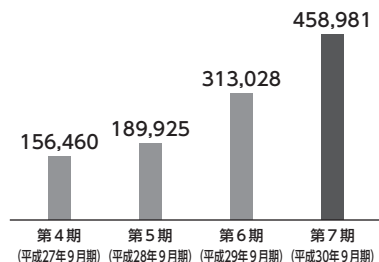
売上高 (単位：千円)



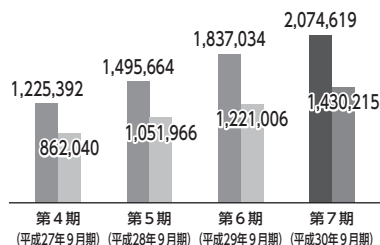
経常利益 (単位：千円)



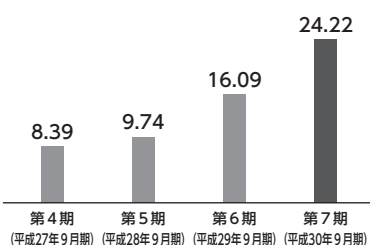
当期純利益 (単位：千円)



総資産/純資産 (単位：千円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

「machicon JAPAN」等のイベントECサイトを運営する事業の環境は、情報ポータルサイト数の増加により、競争が激化しております。また、イベントECサイトに加えて、「KOIGAKU」や「CoupLink」等のWEBサイト運営サービスにおいても、情報システムの活用が必須となっております。このような状況下、当社では、「machicon JAPAN」等のイベントECサイト機能の強化を図るとともに、情報システムの整備・強化に注力する組織体制を整える必要があると考えております。

以上を踏まえ、当社としては、以下の具体的な課題に取り組んでまいります。

① 人材の確保、育成

当社事業の継続的な発展を実現するためには、必要な人材を十分確保するとともに、高い専門性を有する人材の育成に注力することが重要な課題であると考えております。当社は、幅広い人材採用活動を行うとともに、従業員の教育研修制度の拡充に積極的に取り組んでまいります。

② 企業競争力の強化

当社を取巻く事業環境は、街コンイベント運営企業数の増加する状況下、厳しさを増しておりますが、今後、競合他社との差別化戦略の展開に注力する等、企業競争力の維持・向上に積極的に取り組んでまいります。

③ 運用サイトの更なる認知度の向上

当社の事業規模拡大のためには、当社が運営する「machicon JAPAN」等のイベントECサイト及び「KOIGAKU」や「CoupLink」等、WEBサイトの更なる認知度の向上が必要であると考えております。現在、国策の中でも婚活が取り上げられ、官民一体となった取り組みにより今後市場は拡大すると予想されております。当社が企業認知度の向上、商品・サービス力の強化を行うことで、当社の成長のみならず、婚活市場の拡大につながると考えております。今後、当社では「machicon JAPAN」等のイベントECサイトの機能の一層の強化を図るとともに、イベント掲載情報の拡充や広告を行う等、より多くの利用者が当社の運営サイトに集まる体制の整備を進め、運営サイトの認知度の向上に積極的に取り組んでまいります。

④ 情報システムの整備・強化

当社の事業展開において、その他WEBサイト・システムに係るセキュリティ管理体制の整備強化は重要な課題であります。当社では、市場環境の変化に的確に対応したセキュリティ管理体制の構築と整備・強化に積極的に取り組んでまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社が事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を推進するために、内部管理体制の整備・強化を通じた業務の効率化が重要であると考えております。

今後、内部統制の実効性をより高めるため、統制環境を整備し、内部管理体制の強化に取り組み、組織的なマネジメント活動を展開し、リスク管理の徹底とともに、業務の効率化を積極的に押し進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成30年9月30日現在）

インターネットサイト運営事業

(8) 主要な営業所（平成30年9月30日現在）

本 社 東京都中央区

支 店 大阪（大阪府大阪市北区）

(9) 使用人の状況（平成30年9月30日現在）

使用人数	当期中の増減	平均年齢	平均勤続年数
87名（12名）	23名減	30.3歳	2.76年

（注）使用人数欄の（ ）外書きは、臨時従業員の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成30年9月30日現在）

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成30年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
 (2) 発行済株式総数 3,250,000株
 (3) 株主数 546名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
株 式 会 社 K a z y	1,200,000	38.61
吉 弘 和 正	1,010,000	32.50
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	100,400	3.23
根 本 純	60,000	1.93
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 証 券 投 資 信 託 口 ）	60,000	1.93
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	58,600	1.89
松 井 証 券 株 式 会 社	48,100	1.55
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS-JAPAN AGGRESSIVE	47,700	1.53
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 投 信 口 ）	43,900	1.41
日 本 ト ラ ス ティ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	42,000	1.35

- (注) 1. 当社は、自己株式を142,184株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は平成30年10月11日開催の取締役会において、平成30年11月1日付で普通株式1株を6株に株式分割することを決議し、当社定款を変更いたしました。

これにより、発行可能株式総数は72,000,000株に、発行済株式総数は19,500,000株となりました。

3. 新株予約権等の状況

その他新株予約権等の状況

名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	発行価額	行使価額	行使の条件	権利行使期間
第1回新株予約権	260個	156,000株	1株当たり 100円	1株当たり 399円	(注)3	平成31年1月1日から 平成40年3月4日まで
第2回新株予約権	45個	27,000株	1株当たり 100円	1株当たり 399円	(注)4	平成34年1月1日から 平成40年3月4日まで
第3回新株予約権	30個	18,000株	1株当たり 100円	1株当たり 399円	(注)5	平成37年1月1日から 平成40年3月4日まで
第4回新株予約権	690個	414,000株	1株当たり 100円	1株当たり 399円	(注)6	平成31年1月1日から 平成40年3月4日まで
第5回新株予約権	355個	213,000株	1株当たり 100円	1株当たり 399円	(注)7	平成34年1月1日から 平成40年3月4日まで
第6回新株予約権	180個	108,000株	1株当たり 100円	1株当たり 399円	(注)8	平成37年1月1日から 平成40年3月4日まで

(注) 1. 平成30年11月1日付で行った1株を6株にする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の払込金額」は調整されております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、600株であります。

3. ① 本新株予約権者は、下記(i) (ii) (iii)の定めに応じて、平成30年9月期から平成32年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書(連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。)に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(i) 業績判定水準：営業利益 金15 億円

行使可能割合：80%

(ii) 業績判定水準：営業利益 金20 億円

行使可能割合：90%

(iii) 業績判定水準：営業利益 金25 億円

行使可能割合：100%

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. ① 本新株予約権者は、下記（i）（ii）（iii）の定めに応じて、平成33年9月期から平成35年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合には、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- （i）業績判定水準：営業利益 金20 億円
行使可能割合：80%
 - （ii）業績判定水準：営業利益 金35 億円
行使可能割合：90%
 - （iii）業績判定水準：営業利益 金50 億円
行使可能割合：100%
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. ① 本新株予約権者は、下記 (i) (ii) (iii) の定めに応じて、平成36年9月期から平成38年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (i) 業績判定水準：営業利益 金40 億円
行使可能割合：80%
 - (ii) 業績判定水準：営業利益 金60 億円
行使可能割合：90%
 - (iii) 業績判定水準：営業利益 金80 億円
行使可能割合：100%
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 本新株予約権者は、下記 (i) (ii) (iii) の定めに応じて、平成30年9月期から平成32年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の

概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(i) 業績判定水準：営業利益 金15 億円

行使可能割合：80%

(ii) 業績判定水準：営業利益 金20 億円

行使可能割合：90%

(iii) 業績判定水準：営業利益 金25 億円

行使可能割合：100%

③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

7. ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

② 本新株予約権者は、下記 (i) (ii) (iii) の定めに応じて、平成33年9月期から平成35年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(i) 業績判定水準：営業利益 金20 億円

行使可能割合：80%

(ii) 業績判定水準：営業利益 金35 億円

行使可能割合：90%

(iii) 業績判定水準：営業利益 金50 億円

行使可能割合：100%

③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合

- は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
8. ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 本新株予約権者は、下記（i）（ii）（iii）の定めに応じて、平成36年9月期から平成38年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- （i）業績判定水準：営業利益 金40 億円
行使可能割合：80%
 - （ii）業績判定水準：営業利益 金60 億円
行使可能割合：90%
 - （iii）業績判定水準：営業利益 金80 億円
行使可能割合：100%
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成30年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	よし ひろ かず まさ 吉 弘 和 正	
常務取締役	ば ば ひろ あき 馬 場 博 明	経営管理本部 本部長
社外取締役	あ だ とし ひさ 安 達 俊 久	グローバルIoTテクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役社長
社外取締役	や ま とし ひこ 大 和 敏 彦	株式会社アイティアイ 代表取締役
社外監査役(常勤)	いわ きき おさ み 岩 崎 修 身	
社外監査役	おお とも たかし 大 友 敬	大友アソシエーツ株式会社 代表取締役
社外監査役	た べ い えつ こ 田 部 井 悦 子	田部井公認会計士事務所 公認会計士 シダックス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役安達俊久氏、大和敏彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役岩崎修身氏、大友 敬氏、田部井悦子氏は、社外監査役であります。なお、監査役田部井悦子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役安達俊久氏、大和敏彦氏、監査役岩崎修身氏、大友 敬氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中の異動、取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況の変更は、次のとおりであります。

事業年度中に退任した取締役

氏 名	退任日	退任辞由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
喜多埜 裕 明	平成29年12月22日	任期満了	社外取締役
一 木 広 治	平成29年12月22日	任期満了	社外取締役

(2) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (4名)	63,100千円 (8,100千円)	取締役の報酬限度額は、平成25年9月30日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。）と決議いただいております。
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	12,600千円 (12,600千円)	監査役の報酬限度額は、平成25年9月30日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。
合 計 (うち社外役員)	9名 (7名)	75,700千円 (20,700千円)	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 当期末の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成29年12月22日開催の第6期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役2名）を含んでいるためであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
- ・取締役 安達 俊久
グローバルIoTテクノロジーベンチャーズ株式会社と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。
 - ・取締役 大和 敏彦
株式会社アイティアイと当社との間には重要な取引その他の関係はありません。
 - ・監査役 大友 敬
大友アソシエーツ株式会社と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。
 - ・監査役 田部井 悦子
田部井公認会計士事務所並びにシダックス株式会社と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
社外取締役	安 達 俊 久	平成29年12月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
	大 和 敏 彦	平成29年12月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	岩 崎 修 身	当事業年度に開催された取締役会19回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、金融業界において養われた専門知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	大 友 敬	当事業年度に開催された取締役会19回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、経営及び財務の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	田 部 井 悦 子	当事業年度に開催された取締役会19回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、財務及び会計の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等の額につきましては、前事業年度までの監査実績の分析、当事業年度の監査計画と実績の状況精査、当事業年度の監査時間、配員計画等を考慮した監査報酬見積の相当性の総合的判断の結果、監査役会にて相当であると同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は、以下のとおりです。

- a 取締役、執行役員、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 法令・定款及び社会規範を遵守するための「リンクバル行動規範」を制定し、全社に周知・徹底しております。
 - (b) コンプライアンスに係る規程を制定し、コンプライアンス推進委員会を設置し当該推進活動を行うことにより、コンプライアンス体制の構築・維持をしております。
 - (c) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図っております。
 - (d) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。
 - (e) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶します。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令、取締役会規則及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
 - (b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとしております。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築しております。
 - (b) リスク管理委員会にて、組織単位で想定されるリスクを協議し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図っております。
 - (c) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとします。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離しております。
 - (b) 取締役会規則、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図っております。

- (c) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
- e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査役は必要に応じて監査業務を補助する使用人を任命することができます。
 - (b) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとしております。
 - (c) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとしております。
- f 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - (a) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。
 - (b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した時には、速やかに監査役に報告するものとします。なお、これらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとしております。また、このことを確保するための体制を「内部通報規程」に定めております。
 - (c) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとします。
- g その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役会には、社外監査役を含み、公正性かつ透明性を担保しております。
 - (b) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図っております。
 - (c) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図っております。
 - (d) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができます。また当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関して生ずるすべての費用は、予算に計上して全額負担しております。
- h 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - 内部統制システムの構築に関して、財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を構築し、運用を行っております。
- i 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
 - (a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - イ 当社の行動規範、社内規程等に明文化し、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

- ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は、一切を拒絶します。
- (b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - イ 「リンクバル行動規範」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針としております。
 - ロ 反社会的勢力の排除を推進するために、経営管理本部を統括管理部署とし、各部署における反社会的勢力への対応責任者は各組織の本部長としております。
 - ハ 「反社会的勢力対応規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組んでおります。
 - ニ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行っております。
 - ホ 反社会的勢力の該当有無を確認するため、外部関係機関等から反社会的勢力情報の収集に取り組んでおります。
 - へ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、特殊暴力防止対策連合会、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築しております。

(2) 当事業年度における上記体制の運用状況の概要

a 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名で構成されております。取締役会は、毎月1回定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

b 監査役会・監査役

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、いずれも社外監査役であります。監査役会は、毎月1回定例の監査役会のほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・監査法人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。常勤監査役は、経営会議等重要な会議への出席や、拠点等への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。また、内部監査室及び監査法人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

c 内部監査

当社では、代表取締役直属の独立部署として内部監査室を設置し、内部監査担当者が各部門の業務執行の妥当性・適法性・効率性についてチェック、検証を行うために、監査計画に基づき各部門に対する監査を行っております。監査結果については代表取締役に報告し、業務改善に役立てております。

なお、当社では、内部監査担当者、監査役並びに会計監査人が、監査を有効かつ効率的に進めるために適宜情報交換を行っております。

d コンプライアンス推進委員会

コンプライアンス体制の基本として「コンプライアンス規程」を制定しております。また、代表取締役社長が委員長となり、取締役会の決議に基づき選任されたコンプライアンス推進委員から構成されるコンプライアンス推進委員会を設置しております。これにより、コンプライアンスに関する全社の方針、体制の維持・管理、コンプライアンスの推進を図っております。

e 経営会議

経営会議は、経営に関する重要事項の審議機関として、取締役、監査役並びに代表取締役が指名する部門管理者で構成されております。経営会議は、原則として月1回開催し、経営上の重要事項及び月次予算の進捗状況の報告について審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。

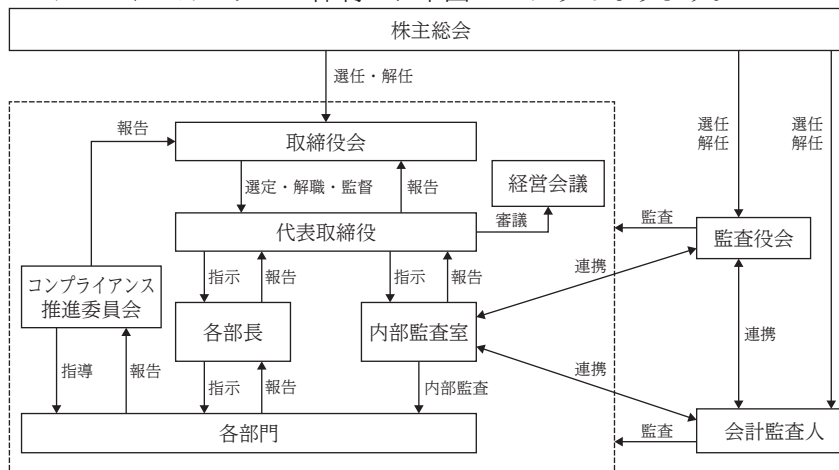
f 執行役員制度

当社は、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行います。執行役員は1名で構成されており、任期は1年となっております。

g 役員報酬の決定方法等

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で、総枠の決議を得ております。各役員の額については、取締役については取締役報酬総額の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案して、取締役会にて決定し、監査役については、監査役報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役会で決めております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、下図のとおりであります。



(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして位置づけております。当社は現在、事業拡大過程にあり、持続的な成長をしていくために必要な財務体質の強化及び事業拡大のための投資等が株主に対する利益還元につながるものと考えております。

今後においても、中長期的な成長に向け、事業投資、それを支える事業基盤への投資を行いつつ、財務基盤の拡充のため、内部留保に充実を図る方針です。

将来は、株主への利益還元と内部留保充実のバランスを考慮しながら、事業展開、業績や財政状態等を総合的に勘案した上、配当を実施してまいりたいと考えておりますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は取締役会としております。また、中間配当においては、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載数字は表示単位未満を切り捨て、比率は記載単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成30年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
流 動 資 産	1,882,615	流 動 負 債	613,042
現金及び預金	1,661,816	買掛金	19,902
売掛金	27,042	未払金	232,890
未収入金	140,579	未払費用	57,827
前渡金	6,898	未払法人税等	186,742
前払費用	22,574	未払消費税等	32,210
繰延税金資産	18,891	前受金	10,766
その他	4,813	預り金	49,456
固 定 資 産	192,004	賞与引当金	23,246
有 形 固 定 資 産	71,401	固 定 負 債	31,361
建物	59,708	資産除去債務	31,361
その他	11,692	負 債 合 計	644,404
無 形 固 定 資 産	6,951	[純 資 産 の 部]	
商標権	371	株 主 資 本	1,430,059
ソフトウェア	6,579	資本金	281,000
投資その他の資産	113,651	資本剰余金	276,000
敷金	82,106	資本準備金	276,000
繰延税金資産	28,305	利益剰余金	1,266,976
その他	3,240	その他利益剰余金	1,266,976
資 産 合 計	2,074,619	繰越利益剰余金	1,266,976
		自 己 株 式	△393,916
		新株予約権	156
		純 資 産 合 計	1,430,215
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,074,619

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(平成29年10月1日から
平成30年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		2,769,949
売 上 原 価		479,799
売 上 総 利 益		2,290,150
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,554,768
営 業 利 益		735,381
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	76	
債 務 勘 定 整 理 益	3,908	
そ の 他	70	4,056
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	889	
そ の 他	174	1,064
経 常 利 益		738,374
特 別 損 失		
減 損 損 失	2,500	2,500
税 引 前 当 期 純 利 益		735,874
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	279,086	
法 人 税 等 調 整 額	△2,193	276,892
当 期 純 利 益		458,981

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年10月1日から
平成30年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新 株 約 権	純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 株	己 式 株 主 資 本 計		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計				
当 期 首 残 高	281,000	276,000	276,000	807,994	807,994	△143,988	1,221,006	-	1,221,006
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益				458,981	458,981		458,981		458,981
自 己 株 式 の 取 得						△249,928	△249,928		△249,928
新 株 予 約 権 の 発 行								156	156
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	458,981	458,981	△249,928	209,053	156	209,209
当 期 末 残 高	281,000	276,000	276,000	1,266,976	1,266,976	△393,916	1,430,059	156	1,430,215

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法によっております。主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 10～15年

その他 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を平成30年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

従来、販売費及び一般管理費として処理していたイベント運営にかかわる当社の従業員の人件費等の一部を当事業年度期首より売上原価として表示する方法に変更しております。これは、当事業年度においてイベントごとの収支管理を精緻化したこと等を契機に、売上高と売上原価の対応関係を明確にし、売上総利益をより適切に表示するために行ったものです。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 41,859千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株数	当事業年度増加株数	当事業年度減少株数	当事業年度末株数
普通株式	3,250,000株	－	－	3,250,000株

(注) 当社は、平成30年11月1日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っておりますが、当該注記に記載している事項は、株式分割前の株式数を基準としております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株数	当事業年度増加株数	当事業年度減少株数	当事業年度末株数
普通株式	73,035株	69,149株	－	142,184株

(注) 1. 当社は、平成30年11月1日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っておりますが、当該注記に記載している事項は、株式分割前の株式数を基準としております。

(注) 2. 自己株式の増加は、取締役会決議に基づく取得によるもの69,100株、単元未満株式の買取請求に基づく取得によるもの49株であります。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収入金及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

敷金は主に当社が入居している事務所の不動産賃貸借契約等に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、期日管理及び残高管理を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金、並びに未払法人税等、未払消費税等は、1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。これらは、流動性リスクに晒されていますが、適時に資金計画を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,661,816千円	1,661,816千円	－千円
(2) 売掛金	27,042	27,042	－
(3) 未収入金	140,579	140,579	－
(4) 敷金	82,106	79,359	△2,747
資 産 計	1,911,545	1,908,798	△2,747
(1) 買掛金	19,902	19,902	－
(2) 未払金	232,890	232,890	－
(3) 未払法人税等	186,742	186,742	－
(4) 未払消費税等	32,210	32,210	－
(5) 預り金	49,456	49,456	－
負 債 計	521,202	521,202	－

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 敷金

敷金の時価については、償還予定時期を見積もり、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済または納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	7,117千円
資産除去債務	9,602
未払事業税	8,521
一括償却資産	439
ソフトウェア	23,633
その他	4,395
繰延税金資産合計	53,710
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	6,513
繰延税金負債合計	6,513
繰延税金資産純額	47,196

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	76円70銭
1株当たり当期純利益	24円22銭

(注) 当社は、平成30年11月1日を効力発生日として普通株式1株につき6株の割合をもって株式分割を実施しております。なお、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割)

当社は、平成30年10月11日開催の取締役会において、株式分割を行うことについて下記のとおり決議し、平成30年11月1日付で実施いたしました。

1. 株式分割の目的

株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家の皆様に、より投資していただきやすい環境を整えることを目的とするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

平成30年10月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有する普通株式1株につき、6株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式

- ① 株式分割前の発行済株式数 : 3,250,000株
- ② 株式分割により増加する株式数 : 16,250,000株
- ③ 株式分割後の発行済株式総数 : 19,500,000株
- ④ 株式分割後の発行可能株式総数 : 72,000,000株

(3) 株式分割の日程

- ① 基準日公告日 平成30年10月15日
- ② 基準日 平成30年10月31日
- ③ 効力発生日 平成30年11月1日

(4) その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際し、当社の資本金の額に変更はございません。

② 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を平成30年11月1日以降、以下のとおり調整いたします。

名称	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	平成30年2月13日	2,391円	399円
第2回新株予約権	平成30年2月13日	2,391円	399円
第3回新株予約権	平成30年2月13日	2,391円	399円
第4回新株予約権	平成30年2月13日	2,391円	399円
第5回新株予約権	平成30年2月13日	2,391円	399円
第6回新株予約権	平成30年2月13日	2,391円	399円

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年11月5日

株式会社リンクバル

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 北山千里 印

業務執行社員

指定社員 公認会計士 大島充史 印

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リンクバルの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査報告書

当監査役会は、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年11月6日

株式会社リンクバル監査役会

常勤監査役（社外）	岩崎	修	身敬子	Ⓔ
社外監査役	大友			Ⓔ
社外監査役	田部井	悦		Ⓔ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役4名は全員任期満了となりますので、つきましては経営体制強化のため新任1名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	属性
1	よし ひろ かず まさ 吉 弘 和 正	代表取締役社長	再任
2	ば ば ひろ あき 馬 場 博 明	常務取締役 経営管理本部 本部長	再任
3	まつ おか だい すけ 松 岡 大 輔	執行役員 事業本部 本部長	新任
4	あ だち とし ひさ 安 達 俊 久	社外取締役	再任 社外 独立
5	や ま と とし ひこ 大 和 敏 彦	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

よし ひろ かず まさ
吉 弘 和 正 (昭和45年1月25日生)

所有する当社の株式数…………… 1,010,000株
取締役在任年数…………… 7年
取締役会出席状況…………… 19/19回

再任

略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

平成3年4月	木村会計事務所（現税理士法人木村会計事務所） 入社	平成20年3月	Hamilton Lane Japan 合同会社 設立
平成14年3月	日本ビルド株式会社 入社	平成23年12月	当社 設立 代表取締役社長 就任
平成16年10月	株式会社許斐 入社	平成27年8月	当社 代表取締役社長 兼 事業本部 本部長 就任
平成19年12月	Hamilton Lane UK Limited入社	平成30年4月	当社 代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

吉弘和正氏は、平成23年12月に当社を創業して以来、7年にわたり当社の経営を指揮し、当社を飛躍的に成長させてまいりました。当社のさらなる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

ば ば ひろ あき
馬 場 博 明 (昭和37年7月10日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
取締役在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

昭和62年4月	川崎重工業株式会社 入社	平成21年4月	株式会社シャルレ 執行役 就任
平成2年7月	リーマン・ブラザーズ証券株式会社 入社	平成21年6月	同社 取締役 就任
平成4年4月	株式会社リージェント・ソフトウエア 入社 管理部長	平成26年2月	日本住宅株式会社 取締役副社長 就任
平成8年3月	シスコシステムズ株式会社（現シスコシステムズ合同会社） 入社 財務部長	平成29年7月	当社 入社 執行役員 経営管理本部 本部長 就任
平成12年6月	株式会社ディールメーカーズ 代表取締役 就任	平成29年12月	当社 常務取締役 経営管理本部 本部長 就任（現任）
平成14年2月	アカデミーキャピタルインベストメンツ株式会社 取締役 就任		

取締役候補者とした理由

馬場博明氏は、平成29年7月に当社に入社し、過去に複数の会社経営に関与し、優れた経営手腕で業績を向上させた実績と経験を活かし、当社の業績向上に尽力してまいりました。当社のさらなる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

3

まつおか だいすけ
松岡 大輔 (昭和57年2月24日生)

所有する当社の株式数…………… 39,000株
取締役在任年数…………… 一年
取締役会出席状況…………… 一回

新任

略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

平成18年6月	株式会社アライアンス 入社	平成26年6月	当社事業本部 事業開発部 部長
平成19年10月	株式会社オンラインフ 入社	平成27年10月	当社社長室 室長
平成22年2月	株式会社ソラド 入社	平成29年10月	当社プラットフォーム事業部 部長
平成23年6月	株式会社ADKダイアログ 入社	平成30年4月	当社執行役員 事業本部 事業本部長 兼プラットフォーム事業部 部長
平成24年7月	当社入社		就任 (現任)

取締役候補者とした理由

松岡大輔氏は、現在、当社執行役員 事業本部 本部長兼プラットフォーム事業部 部長職にあり、創業当時から現在に至るまで、当社の業績向上に尽力した実績と経験があり、当社のさらなる成長のため、当社取締役として適任であると判断しております。

候補者番号

4

あだち とし ひさ
安達 俊久 (昭和27年4月5日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
取締役在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

昭和50年4月	伊藤忠商事株式会社 入社	平成28年2月	グローバルIoTテクノロジー ベンチャーズ株式会社 代表 取締役社長 就任 (現任)
平成12年4月	伊藤忠テクノサイエンス株式 会社 ビジネス開発部長	平成29年12月	当社 社外取締役 就任 (現任)
平成14年5月	伊藤忠テクノロジーベンチャ ーズ株式会社 代表取締役社 長 就任		

社外取締役候補者とした理由

安達俊久氏は、企業経営等において豊富なキャリアを有するとともに、IT分野において高い見識を備えており、当社のさらなる成長のため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

再任

略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

昭和52年4月	日本エヌシーアール株式会社入社	平成23年10月	ZTEジャパン株式会社 CTO兼副社長 就任
昭和53年8月	日本アイ・ピー・エム株式会社入社	平成25年4月	株式会社アイティアイ 代表 取締役 就任 (現任)
平成8年4月	シスコシステムズ株式会社 (現シスコシステムズ合同会社) 入社	平成29年12月	当社 社外取締役 就任 (現任)
平成13年4月	同社 執行役員 CTO 就任	平成30年4月	慶應義塾大学 理工学部 非常勤講師 就任 (現任)
平成19年9月	株式会社ブロードバンドタワー 代表取締役社長 就任		

社外取締役候補者とした理由

大和敏彦氏は、企業経営等において豊富なキャリアを有するとともに、IT分野において高い見識を備えており、当社のさらなる成長のため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安達俊久氏及び大和敏彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 安達俊久氏及び大和敏彦氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、両氏の選任が承認された場合、当社は両氏を引き続き独立役員として指定する予定であります。
4. 安達俊久氏及び大和敏彦氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、つきましては新任1名を含む監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	属性
1	いわさきおさみ 岩崎修身	社外監査役（常勤）	再任 社外 独立
2	たべいえつこ 田部井悦子	社外監査役	再任 社外
3	かりやすたかあき 莉安高明	—	新任 社外

再任 再任監査役候補者 新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

いわ さき おさ み
岩 崎 修 身 (昭和19年5月31日生)

所有する当社の株式数…………… 7,000株
 監査役に在任年数…………… 5年3ヶ月
 取締役会出席状況…………… 19/19回
 監査役会出席状況…………… 14/14回

再任

略歴、当社における地位及び重要な兼職

昭和42年4月	株式会社埼玉銀行（現株式会社埼玉りそな銀行） 入行	平成17年6月	ココロカ株式会社 取締役 就任
昭和55年12月	同行 ニューヨーク支店副支店長 就任	平成20年11月	江原道株式会社 取締役 就任
昭和63年5月	同行 西浦和支店長 就任	平成24年1月	ココロカ株式会社 常務取締役 就任
平成11年6月	共栄冷機工業株式会社 取締役 就任	平成25年9月	当社 社外監査役(常勤) 就任(現任)

社外監査役候補者とした理由

岩崎修身氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる金融業界において培われた専門知識、経験を活かして、引き続き常勤監査役として当社の監査体制を強化していただけるものと判断したためであります。

候補者番号

2

た べ い えつ こ
田部井 悦 子 (昭和31年1月20日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
 監査役に在任年数…………… 4年
 取締役会出席状況…………… 19/19回
 監査役会出席状況…………… 14/14回

再任

略歴、当社における地位及び重要な兼職

昭和56年10月	監査法人サンワ東京丸の内事務所（現有限責任監査法人トーマツ） 入所	平成19年4月	独立行政法人国立公文書館 監事 就任
平成2年1月	田部井公認会計士事務所 開設（現任）	平成25年6月	シダックス株式会社 社外監査役 就任（現任）
平成18年6月	東陽監査法人 社員 就任	平成26年12月	当社 社外監査役 就任（現任）

社外監査役候補者とした理由

田部井悦子氏を社外監査役候補者とした理由は、これまで会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての財務及び会計に関する幅広い知識・経験を活かし、引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

3

かり やす たか あき
荻 安 高 明 (昭和52年11月29日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
監査役在任年数…………… 一年
取締役会出席状況…………… 一回
監査役会出席状況…………… 一回

新任

略歴、当社における地位及び重要な兼職

平成19年12月	弁護士登録（東京弁護士会）	平成25年 7月	荻安総合法律事務所代表（現任）
平成22年 4月	慶應義塾大学大学院法務研究科 助教	平成28年 4月	慶應義塾大学大学院法務研究科 非常勤講師

社外監査役候補者とした理由

荻安高明氏を社外監査役候補者とした理由は、これまで直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識・経験を有し、法律専門家として客観的な立場から、監査の妥当性確保など社外監査役としての職務を遂行していただけるものと判断したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、岩崎修身氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 当社は、岩崎修身氏及び田部井悦子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- また、荻安高明氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成25年9月30日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額150百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であります。第1号議案が原案どおり承認可決された場合は取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

以 上

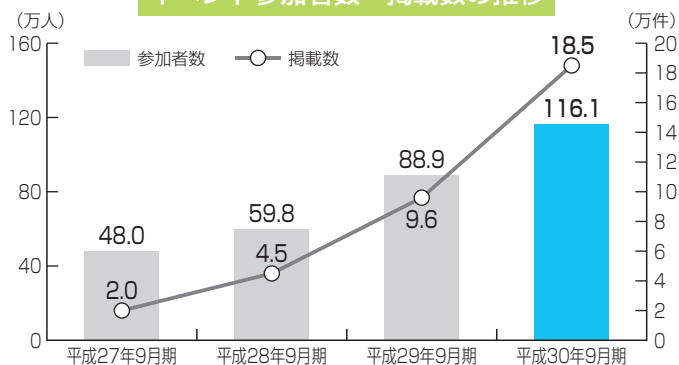
トピックス

イベントECサイト運営サービス

年間18万件以上のイベントを掲載する国内最大級のコト消費ECプラットフォームを提供。

20～30代の顧客基盤を有しており、「体験」「友活」「恋活」などを目的とした様々なコンテンツを掲載。

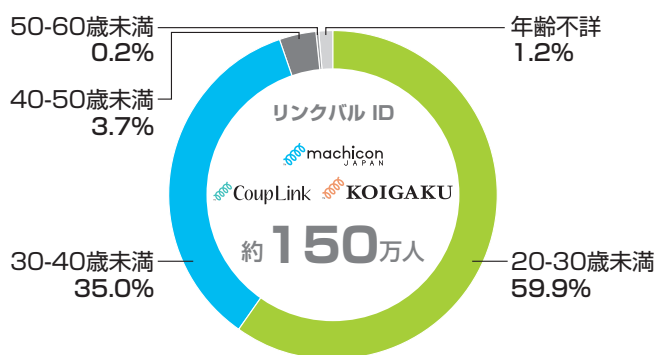
イベント参加者数・掲載数の推移



イベントECプラットフォームとしての会員基盤

当社の主要サイトの年間UU数は「約4,000万人」と圧倒的な規模を誇り、20～30代を中心としたコト消費志向の高い会員基盤を有しております。

20～30代を中心とした会員基盤



詳細はWebをご確認ください <https://linkbal.co.jp/>

株主総会会場 ご案内図

会場 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 5階「Room7」

交通のご案内

「日本橋駅」地下 B6出口直結

東京メトロ 銀座線・東西線

都営地下鉄 浅草線

<ご注意> 日本橋エリアには、「ベルサール東京日本橋」のほか
「ベルサール八重洲」がございますので、
お間違えの無いようご注意ください。

<お願い> 駐車場、駐輪場のご用意はございませんので、
公共の交通機関のご利用をお願いします。

